

令和2年監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項に基づき令和元年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年11月25日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 丹羽友樹

## 令和2年度定例監査報告書

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

### 2. 監査の方針

令和2年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

### 3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
11月5日 9:30～	総務課、災害対策室、議会事務局、会計室、監査委員事務局	
14:30～	総 評	
6日 9:30～	政策調整課、税務課	
14:30～	総 評	
9日 9:30～	土木課、都市整備課	
14:30～	総 評	
11日 9:30～	産業環境課	
14:30～	総 評	
12日 9:30～	学校教育課、調理場	
14:30～	総 評	
13日 9:30～	生涯学習課、文化会館	
14:30～	総 評	
16日 9:30～	福祉児童課、多機能児童館等準備室	
14:30～	総 評	
17日 9:30～	介護健康課、住民課	
14:30～	総 評	

### 4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

## 5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

## 6. 指摘事項

- (1) 今年度の執行計画の作成時の配当誤りから、各四半期からそれぞれ、第1四半期に配当変更されたものがあつた。

今後このような事案にならないように配慮してください。

(住民課・産業環境課・土木課)

- (2) 防災行政無線（移動系）デジタル化実施設計委託業務においての契約締結の際、当該契約に伴う管理業務分の失念により流用が発生した。予算作成時に計上漏れのないよう注意してください。

(災害対策室)

- (3) 木曾川扶桑緑地公園バスケットコート整備工事の契約締結に当たり、契約書の契約者名と本文中の契約者名が異なっていた。作成した契約書については再度確認をして、適正な契約事務に努めてください。

(都市整備課)

- (4) 介護特別会計の生活支援コーディネーターの配置に係る委託業務について、上期分の支払いを確認したところ、委託事業の一連の書類（着手届、現場責任者及び主任技術者届、工程表）が提出されていなかったため、委託事業に係る書類の整備に努めてください。

(介護健康課)

## 7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等はあつたものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にいただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。